

藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用  
サービス仕様書

令和8年10月

藤沢市子ども青少年部保育課

## 1 サービスの名称

藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス

## 2 導入の背景と目的

市立保育所利用者のおむつ、おしりふきの持参や氏名記入の負担を軽減することによる利便性の向上と、職員の負担の軽減による保育業務の質的向上を目的として、藤沢市立保育所（以下「園」という）に紙おむつ等定額利用サービスを新たに導入する。利用については月額制とし、園児の保護者の希望制とする。

## 3 対象児

0歳児、1歳児、2歳児、3歳児クラスに在籍する園児。ただし、市の判断でそれ以上のクラスの園児へも対象を拡大することができる。

## 4 履行場所

市立保育所 12施設

| 番号 | 施設名称      | 定員数  | 所在地           |
|----|-----------|------|---------------|
| 1  | 藤沢保育園     | 180人 | 藤沢市鵜沼石上1-11-5 |
| 2  | 辻堂保育園     | 180人 | 藤沢市羽鳥1-1-70   |
| 3  | 鵜沼保育園     | 110人 | 藤沢市本鵜沼3-16-25 |
| 4  | 藤が岡保育園    | 140人 | 藤沢市藤が岡2-3-5   |
| 5  | 善行保育園     | 180人 | 藤沢市善行1-7-7    |
| 6  | 明治保育園     | 90人  | 藤沢市城南3-6-18   |
| 7  | 浜見保育園     | 120人 | 藤沢市鵜沼海岸4-7-34 |
| 8  | 湘南台保育園    | 120人 | 藤沢市湘南台6-31-6  |
| 9  | しぶやがはら保育園 | 140人 | 藤沢市湘南台4-30-14 |
| 10 | 高山保育園     | 120人 | 藤沢市辻堂新町4-2-3  |
| 11 | またの保育園    | 90人  | 藤沢市西俣野1962-2  |
| 12 | 小糸保育園     | 120人 | 藤沢市大庭5103-3   |

## 5 利用期間

2027年（令和9年）3月1日から

2032年（令和14年）3月31日まで

ただし、開始前に一定の無料お試し期間を設けることとする。

また、実施期間内に、一方から申し出があった場合は、その都度両者で協議することとする。

## 6 事業内容

提供事業者（以下、「事業者」という。）は次のサービスの提供を行う。

### (1) 提供する紙おむつ等の規格及び利用料金

紙おむつ等は、国内で一般的に流通しているメーカーの物とし、紙おむつは利用園児に応じて必要なサイズ（S, M, L, B I G等）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱うこととし、原則としてすべての規格において同一メーカーの製品をすべての園へ提供することとする。

利用枚数に上限を設けないこと。利用料金は「月額定額制」とし、園児1人につき1契約とする。

また、衛生的な持続供給を維持できること。

### (2) サービス提供に係る契約主体及び契約期間

契約は事業者とサービスの利用を希望する園児の保護者（以下、「利用者」という。）が直接行う。

契約期間は1か月単位で利用及び解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度の契約ができるものとする。契約及び解約方法はインターネットを経由するなど、利用者の負担軽減に対する措置を講じること。

### (3) サービス提供に伴う利用料金の徴収

実施期間の間は、原則として利用料金を増額しないこと、ただし、物価高騰などやむを得ない事情により増額を検討する場合は、事前に市に説明し、合意を得たうえで事業者が利用者に説明すること。なお、説明の際は資料を用いて、増減理由について明確に示すこと。

また、無料お試し期間中に解約した利用者には利用料金を課さないこと。利用料金は、月額定額制とし、クレジットカード決済、口座振替、振込等により、事業者が直接利用者から支払いを受けること。徴収（還付を含む。）について、市は一切これに関与しない。

### (4) 納品体制、管理

各園からの発注を受けてサービスに係る紙おむつ等を各園が指定する場所に直接納品すること。サービスの提供による紙おむつ等の納品については、各園からの発注を受け、各園が指定する場所に直接行うこと。発注の頻度や納品日時の指定については、事業者と各園で協議して決定する。

また、発注・在庫管理、利用園児名簿一覧の提供等については各園の業務負担軽減に資する手法で行うものとする。利用者の変更があった場合は、園側に支障が無いように情報の提供を行うこと。

サービスの提供にあたっては、入所児童の安全・衛生に留意するとともに搬入時には児童の保育環境への影響が最小限になるよう配慮すること。

(5) 問い合わせ対応

事業者は当該事業に関する利用者や各園等からの問い合わせや苦情・要望について丁寧かつ適切に対応できるよう、つながりやすい相談サポート体制を整えること。

ホームページなどにQ & Aを作成するなど利用者の負担軽減に努めること。

(6) 個人情報の保護

サービスの提供にあたり、個人情報保護に関する法律及び関連法令を遵守するとともに個人情報保護に関する方針を保有し、適切な個人情報保護を講じること。なお、事業終了後においても同様とする。

また、取り扱いについて市に資料を提供すること。

(7) 災害時の協力

市に災害対策本部が設置された場合において、その時点で各園が保管する未使用の紙おむつ等は市の判断により、本サービスの利用に関わらず、在園児等に使用できることとする。

(8) その他

サービスを円滑に運営できるよう、導入前に園に製品サンプルの配布やサービスに関する説明及び説明資料やマニュアルの提供保護者向けの案内チラシ等を配布すること。

また、導入後も園などの求めに応じ、円滑な事業実施ができるよう、サポートすること。利用者が減少した場合においても、各園に1名以上利用者がいる場合には変わらずサービスを提供すること。提供事業者も提供奨励に努めること。

(9) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市と事業者双方協議のうえで、対応を決定する。